(宛先) 高松市長

住居番号設定(変更、廃止)届

高松市住居表示に関する条例第3条の規定により、次のとおり届けます。

届出者	の区分	所有者	管理者 占有者			占有者
	設 定	新 築 その他				
理由	変更	出入口変更	通路変更	移転	改築	同番号解消(枝番号の付番)
	廃 止	取壊し	焼失	その他		
位 置 図	N					

- 注 1 「届出者の区分」欄及び「理由」欄は、該当するものに○印を付けてください。
 - 2 「同番号解消」とは、住居番号の重複を解消するため、枝番号を採番することです。
 - 3 同番号解消後の住所変更等の諸手続で発生する費用は、届出者において負担してください。